

別表 1 (個票)

事業コード 04-32	事業名： 市内産但馬牛出荷導入促進交付金	所管課 西農業振興センター
① 事業内容	神戸市内での但馬牛の一貫生産体制を強化し、安定的な神戸ビーフの生産に繋げることを目的とし、次の号に該当する場合に助成を行う。 (1) 市内繁殖農家が但馬家畜市場へ但馬牛を出荷した場合 (2) 家畜市場に上場した市内産但馬牛を市内肥育農家が肥育素牛として導入した場合	
② 事業対象者	兵庫六甲農業協同組合の組合員で、事業内容(1)については、市内で但馬牛の繁殖経営を営むもの。事業内容(2)については、市内で但馬牛の肥育経営を営むもの。	
③ 事業費	ふるさと納税等寄付金の一部を含む予算の範囲内	
④ 補助率	(1)出荷素牛1頭当たり20,000円を上限とする。 (2)導入素牛1頭当たり20,000円を上限とする。	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類)		
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類) ・様式第2号の3~7		
⑤ -1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) ・別紙報告書(同様の任意様式可)		
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類(実績報告に省略することができる添付書類) ・様式第7号~第13号		
⑦関連法令等		
⑧特記事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を行う事業主体は、兵庫六甲農業協同組合とする。</li> <li>・事業を行う事業主体は、事業にかかる牛の台帳を備え、牛の購入、出荷等の証拠書類を整理し、5年間保存しておかなければならない。</li> <li>・本補助金にはふるさと納税等寄付金の一部を充当する場合がある。</li> <li>・補助対象となった導入素牛については、導入した農家が食肉市場へのお荷まで肥育し、補助金の交付後、出荷実績を報告しなければならない。</li> <li>・市外在住者については、出荷した市内産但馬牛が市内肥育農家により購入された場合のみ、当該但馬牛を補助対象とする。</li> <li>・素牛の出荷農家と導入農家が同一の場合は補助対象外とする。 (同一の農場内での、個人から法人、法人から個人、家族間や従業員間の売買についても対象外とする。)</li> </ul>		

